⑸　合併の効力発生日
　合併の効力発生日は、更生計画認可決定日の翌日とする。
　ただし、管財人は、裁判所の許可を得て、この効力発生日を変更することができる。
⑹　ＪＡＬＩの資本金および準備金の額に関する事項
　ＪＡＬＩは、合併によって資本金および準備金の額を増加しない。合併によってその他の株主資本の額が変動する場合には、我が国において妥当な会計基準に従ってこれを処理する。
第２　合併に伴う内部債権の消滅
　更生３社間の更生債権およびその他の債権債務は、第１による更生３社の合併の効力が生じることにより、その全部が消滅する（内部債権の消滅）。消滅する更生３社間の更生債権（いずれも一般更生債権）は、別表７に記載のとおりである。
第２節　株主の権利の変更等
第１　ＪＡＬＩの株主の権利の変更
１　株式の取得
　ＪＡＬＩは、『本章、第１節』による更生３社の合併および内部債権の消滅の後、以下の各号の定めのとおり、その発行する株式の全部を無償で取得する。
⑴　取得する株式の種類および種類ごとの数
　普通株式　3,343,049,273株（自己株式を除く発行済みの普通株式の全部）
⑵　前号の株式を取得する日
　更生計画認可決定日の翌日
　ただし、管財人は、裁判所の許可を得て、取得日を変更することができる。
２　株式の消却
　ＪＡＬＩは、１に基づく株式の取得と同時に、１によって取得した株式を含む自己株式の全部を消却する。
３　資本金および資本準備金の額の減少ならびに剰余金の処分
　ＪＡＬＩは、１および２による株式の取得および消却の後、以下の各号の定めのとおり、その資本金および資本準備金の額の減少ならびに剰余金の処分をする。
⑴　減少する資本金および資本準備金ならびに処分する剰余金の額
　金2,000億円（資本金の全額）
　金1,250億円（資本準備金の全額）
　その他資本剰余金の全額
　特別償却準備金の全額
⑵　資本金および資本準備金の額の減少ならびに剰余金の処分が効力を生ずる日
　更生計画認可決定日の翌日
　ただし、管財人は、裁判所の許可を得て、効力発生日を変更することができる。
４　その他
　資本金および資本準備金の額の減少により生じたその他資本剰余金については、既存のその他資本剰余金と併せ、繰越利益剰余金の損失処理に充てるものとする。
第２　ＪＡＬＩの募集株式の発行
　ＪＡＬＩは、第１による株主の権利の変更がその効力を生じた後、以下の各号の定めのとおり、新たに払込みを受けて募集株式を発行する。
⑴　募集株式の種類および数
　普通株式　175,000,000株
⑵　募集株式の払込金額
　１株あたり2,000円
⑶　募集株式と引換えにする金銭の払込期日
　更生計画認可決定日の翌日
　ただし、管財人は、裁判所の許可を得て、払込期日を変更することができる。
⑷　増加する資本金および資本準備金に関する事項
　増加する資本金の額　1,750億円
　増加する資本準備金の額
　1,750億円
⑸　募集株式は、その全部を管財人が株式会社企業再生支援機構に割り当てる。
第３節　統合子会社との合併
　ＪＡＬＩおよび統合子会社は、『本章、第１節』による更生３社の合併等および『本章、第２節』によるＪＡＬＩの株主の権利の変更等の後、以下の各号の定めのとおり、吸収合併をする。
　なお、吸収合併存続会社であるＪＡＬＩが吸収合併消滅会社であるＪＡＺの特別支配会社（会社法468条１項）に該当するため、ＪＡＺにおいて吸収合併契約承認のための株主総会決議を要しない。また、ＡＡＺにおける吸収合併契約承認決議のための株主総会は、平成22年10月１日に開催される予定である。
⑴　吸収合併存続会社の商号および住所
　ＪＡＬＩは、ＪＡＺおよびＡＡＺを吸収して存続し、ＪＡＺおよびＡＡＺは消滅する。ＪＡＬＩの商号は、株式会社日本航空インターナショナル（『本章、第７節』による定款変更後の商号は、日本航空株式会社）であり、住所は、東京都品川区東品川二丁目４番11号である。
⑵　吸収合併消滅会社の商号および住所
　合併により消滅するＪＡＺおよびＡＡＺの商号は、順に株式会社ジャルウェイズ、株式会社ジャルリーブルであり、住所は、いずれも東京都品川区東品川二丁目４番11号である。
⑶　権利義務の承継
　ＪＡＬＩは、ＪＡＺおよびＡＡＺの資産、負債等の権利義務一切を承継する。
⑷　合併対価
　ＪＡＬＩは、合併に際して、ＪＡＺおよびＡＡＺの株主に対して、株式または金銭その他の財産を交付しない。
⑸　合併の効力発生日
　合併の効力発生日は、更生計画認可決定日の翌日とする。
　ただし、管財人は、裁判所の許可を得て、この効力発生日を変更することができる。
⑹　ＪＡＬＩの資本金および準備金の額に関する事項
　ＪＡＬＩは、合併によって資本金および準備金の額を増加しない。合併によってその他の株主資本の額が変動する場合には、我が国において妥当な会計基準に従ってこれを処理する。
⑺　ＪＡＺおよびＡＡＺが合併の効力発生日までに行う剰余金の配当
　ＪＡＺおよびＡＡＺは、合併の効力発生日までに、剰余金の配当を行わない。
第４節　ＪＡＬＩの新たな株式の発行
１　管財人は、裁判所の許可を得て、『本章、第７節』による変更後の定款６条に定める発行可能種類株式総数に満つるまで、それぞれの種類（普通株式を含む。）の募集株式を発行することができる。
２　管財人は、裁判所の許可を得て、発行可能株式総数または発行可能種類株式総数について、『本章、第７節』による変更後の定款６条をさらに変更したうえ、１の定めを超える募集株式を発行することができる。
３　１または２の場合における募集株式の募集事項の決定および割当ては、株主総会の特別決議を経ることなく、裁判所の許可を得て、管財人が行う。
第５節　剰余金の配当の制限
　ＪＡＬＩの更生手続中は、新株主に対する剰余金の配当を原則として行わない。
　ただし、剰余金の分配可能額が生じ、更生計画遂行に支障が生じない場合には、裁判所の許可に基づき剰余金の配当を行うことができる。
第６節　株式譲渡の制限
　ＪＡＬＩの取締役会は、発行株式について会社法136条または137条１項の規定による譲渡による取得の承認の請求があった場合には、その処置について、管財人の意見を聴かなければならない。